

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社 新興プラント工業
業者の住所：大分県大分市向原西2丁目8-30
- 2 指名停止措置期間：令和4年3月23日から令和4年4月22日まで（1か月）
- 3 指名停止措置の範囲
中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）
- 4 事実概要
株式会社新興プラント工業は、民間発注の機械器具設置工事において、建設業法第26条第1項に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者として配置したことが、同法第28条第1項2号に該当するとして、令和3年10月22日に大分県知事から監督処分（指示処分）を受けた。
- 5 指名停止措置理由
「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

指停止措置要領 付表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内